第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1) 定義

赤痢アメーバ(Entamoeba histolytica)の感染に起因する疾患で、消化器症状を主症状とするが、それ以外の臓器にも病変を形成する。

(2) 臨床的特徴

病型は腸管アメーバ症と腸管外アメーバ症に大別される。

ア 腸管アメーバ症

下痢、粘血便、しぶり腹、鼓腸、排便時の下腹部痛、不快感などの症状を伴う慢性腸管感染症であり、典型的にはイチゴゼリー状の粘血便を排泄するが、数日から数週間の間隔で増悪と寛解を繰り返すことが多い。潰瘍の好発部位は盲腸から上行結腸にかけてと、S字結腸から直腸にかけての大腸である。まれに肉芽腫性病変が形成されたり、潰瘍部が壊死性に穿孔したりすることもある。

イ 腸管外アメーバ症

多くは腸管部よりアメーバが血行性に転移することによるが、肝膿瘍が最も高頻度にみられる。成人男性に多い。高熱(38~40°C)、季肋部痛、吐き気、嘔吐、体重減少、寝汗、全身倦怠感などを伴う。膿瘍が破裂すると腹膜、胸膜や心外膜にも病変が形成される。その他、皮膚、脳や肺に膿瘍が形成されることがある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からアメーバ赤痢が 疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢患者と診断した場合に は、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部(大腸粘膜組織、膿瘍液)
ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	便
抗体の検出	血清

この届出は診断から7日以内に行ってください

ア メ ー バ 赤 痢 発 生 届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。) の規定により、以下のとおり届け出る。

	報告年月日	令和	年	月	日
医師の氏名					
従事する病院・診療所の名称					
上記病院・診療所の所在地(※)					
電話番号(※) ()	_				
(※病院・診療所に従事していない医師に	あっては、その	の住所・電	電話番号	きを記載	馘)

1 診断(検案)した者(死体)の類型 ・患者(確定例)・感染症死亡者の死体

2 性 別	3	診断時の年齢	(0歳は月齢)
男・女		歳(か月)

		11 感染原因・感染経路・感染地域
		11 宓未亦凶。宓未性时。宓未地以
_	1) 腸管アメーバ症 2) 腸管外アメーバ症	
4	・下痢・粘血便・しぶり腹・鼓腸	①感染原因・感染経路 (確定・推定)
١.	・腹痛	. 47 - + 4 (4) 4 (4) - 15/17 (1)
症	・肝腫大 ・肝膿瘍 ・腹膜炎	1 経口感染(飲食物の種類・状況:
	・胸膜炎・心嚢炎・大腸粘膜異常所見)
状	・その他(2 性的接触(A.性交 B.経口)(ア.同性間 イ.異性間 ウ.
)	不明)
	・鏡検による病原体の検出	3 その他(
5	検体:便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他)
	(
診	・ELISA 法による病原体抗原の検出	
断	検体: 便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他	
方	(
法	・イムノクロマト法による病原体抗原の検出	
	<u>検体: 便・その他</u>	
	(
	・検体から直接の PCR 法による病原体遺伝子の検出	
	検体: 便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他	
	(②感染地域(確定・推定)
	・血清抗体の検出	1 日本国内(都道府県 市区町村)
		2 国外(国
	・その他の方法(詳細地域)
	検体 ()	
	結果(
6	初診年月日 令和 年 月 日	
7	診断(検案(※))年月日 令和 年 月 日	
8	感染したと推定される年月日 令和 年 月 日	
9	発病年月日(*)	
10	死亡年日日 (X) 全和 年 日 日	

- (1, 2, 4, 5, 11 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6 から 10 欄は年齢、年月日を記入すること。
- (※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。
- (*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
- 4,5 欄は、該当するものすべてを記載すること。)